

障がい者地域生活支援拠点等整備事業
緊急時受け入れ・対応業務（類型Ⅰ～Ⅲ）
委託法人募集要領

令和8年8月

福岡市 福祉局 障がい者部 障がい在宅福祉課

障がい者地域生活支援拠点等整備事業緊急時受け入れ・対応業務（類型Ⅰ～Ⅲ）委託法人募集要領

目次

○ 本文	
・第1 業務について	P 1
・第2 応募・審査について	P 8
○ 応募書類	別添

福岡市では、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を指す「地域生活支援拠点等」の整備を進めています。

居住支援のための主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としており、障がい者地域生活支援拠点等整備事業緊急時受け入れ・対応業務（以下、「緊急時受け入れ・対応業務」という。）は、区障がい者基幹相談支援センター（以下「区基幹センター」という。）とも連携しながら、「緊急時の受け入れ・対応」の機能を担う重要な事業と位置付けています。

福岡市では、本業務を実施する受託者を下記のとおり募集します。

第1 業務について

1. 委託業務の名称

障がい者地域生活支援拠点等整備事業緊急時受け入れ・対応業務委託（類型Ⅰ～Ⅲ）

2. 委託業務の募集方法

類型Ⅰ～Ⅲ（各1か所ずつ計3か所）の類型ごとに受託者を募集します。

3. 委託業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第77条第3項及び第4項に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親なき後」の生活の安心も見据え、障がい者若しくは障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、緊急時の宿泊場所の一時的な提供その他必要な支援を行うもの。

4. 契約の期間等

（1）契約の期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（2）契約の更新について

令和10年度以降は、前年度の業務の履行状況が良好な場合に限り、令和9年度を含め5年を限度に、市は、当該契約の相手方と随意契約を締結することを可能としております。ただし、次項にご留意ください。

（3）契約の解除、又は不更新について

次の場合に該当する場合は、契約期間の満了を待たずに契約を解除するか、又は契約の更新を行わないことがあります。この場合でも、次の事業実施者が円滑にかつ支障なく業務を行えるよう、速やかに業務の引継ぎ等を行う必要があります。

- ・法令、委託仕様書を遵守しない場合。
- ・委託事業の適切な実施を目的に行う市の指導・指示に従わない場合。
- ・その他、市の施策の変更等、市が必要と認める場合。

5. 業務内容

障がい者の特性に起因して生じる緊急の事態、又は、介護者の障がい、疾病等のため障がい者等の支援が見込めない緊急の事態その他障がい者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態が起こった場合に、障がい福祉サービス事業の短期入所事業により、24時間365日支援を実施できる体制を構築し、緊急時の受け入れを行うため、以下の業務を実施していただきます。

(1) 短期入所の居室の確保（2室以上）

緊急時の受け入れ・対応を行うための専用の居室を2室以上確保してください。ただし、緊急時に即時に空けることができるのであれば、他の用途で利用しても構いません。

(2) 緊急対応コーディネーターの配置

緊急時の受け入れ・対応を行うために必要な短期入所事業所内の人員の配置や居室の準備、受け入れに係る障がい者等の保護者、介護者、障がい福祉サービス事業者及びその他の障がい者等の支援を行う者との調整並びに受け入れ後の生活支援の調整を行うコーディネーター（以下「緊急対応コーディネーター」という。）を配置し、緊急時の対応に備え、常に、緊急対応コーディネーターと連絡が取れる体制を整備してください。

(3) 障がい者等の事前登録

本事業の利用を希望する障がい者等について、緊急時に備え、区基幹センターと連携し、事前にアセスメントを実施し、障がい特性に応じた支援を適切に実施するために必要な情報の登録（以下「事前登録」という。）を行ってください。また、事前登録を行った障がい者等に対して、体験利用を実施してください。

(4) 緊急時の受け入れ・対応の記録の整備及び報告

緊急時の受け入れ・対応の要請があった事例や受け入れを行った事例の記録を整備し、定期的に福岡市が定める方法により報告してください。また、必要に応じ、福岡市障がい者等地域生活支援協議会（以下「協議会」という。))で事例を報告してください。

(5) 地域生活支援拠点等事業所との連携

地域生活支援拠点等に認定されている事業所との連携を密にするため、協議会等に出席するとともに、事業所ネットワークに積極的に参加してください。

(6) 緊急時の受け入れ・対応の居室の活用

区基幹センターから、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会・場の提供の依頼があった場合は、緊急時の受け入れ・対応に支障がない範囲で確保した居室を利用させてください。

(7) 緊急時の受け入れ・対応における受託者の相互支援

確保した居室が満室となり、受け入れが困難な場合は、本委託業務を実施する他の受託者と連携し、緊急時の受け入れ・対応を行う居室の確保に努めてください。

6. 類型ごとの利用対象者

類型ごとの受け入れ対象者は、次のとおりです。

(1) 類型Ⅰ

主として重度身体障がい者（肢体不自由１・２級）及び医療的ケアを必要とする者を受け入れ対象とします。

ただし、医療的ケアを必要とする障がい者等は、原則として、たんの吸引、経管栄養等福祉型短期入所事業所で提供可能な程度の医療的ケアを必要とする障がい者等を対象とします。

(2) 類型Ⅱ

主として強度行動障がいのある障がい者等（原則、行動援護支給決定者）を受け入れ対象とします。

(3) 類型Ⅲ

類型Ⅰ及びⅡの受け入れ対象以外の障がい者等を受け入れ対象とします。

7. 人員配置等

(1) 職員及び配置数

- ①業務遂行責任者……………各受託者１人
- ②管理者……………各緊急時受け入れ・対応拠点に１人
- ③緊急対応コーディネーター……………各緊急時受け入れ・対応拠点に１人
- ④看護師……………類型Ⅰに１人以上
- ⑤強度行動障害支援者養成研修修了者……………類型Ⅱに１人以上
- ⑥従業者……………指定基準上配置すべき人員
- （参考）その他の職員……………受託者の必要に応じて配置可

※③のみ他の事業所、施設の職務や①、②、④～⑥、（参考）の職務との兼務不可。

他は兼務可能。

※④及び⑤は、常勤換算による配置可。

※「常勤」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、令和 3 年 3 月 30 日改正現在）第二 2（3）にならい、指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障がい福祉サービス事業所等において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

(2) 資格等

①業務遂行責任者

特になし。

②管理者

特になし。

③緊急対応コーディネーター

相談支援専門員の資格を有する若しくは令和9年度末までに相談支援従事者初任者研修を受講すれば相談支援専門員になり得る者

④看護師（類型Ⅰのみ）

看護師資格

⑤強度行動障害支援者養成研修修了者（類型Ⅱのみ）

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者

⑥従業者（④、⑤に該当する者を除く）

特になし。

8. 実施体制

(1) 障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づく短期入所事業者の指定を受けなければなりません。

(2) 類型Ⅱ及び類型Ⅲを受託する短期入所事業所は、施設入所支援又は共同生活援助を提供する事業所（以下「本体施設」という。）に併設することを原則とします。ただし、本体施設に隣接するなど、本体施設との連携により、本委託事業を円滑に実施できると福岡市が認めた場合は、短期入所の単独事業所での実施も可能とします。なお、共同生活援助を提供する事業所を本体施設とする場合は、本体施設において、夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制を確保してください。

(3) 実施する事業所は、実施する緊急時の受け入れ・対応の類型に応じ、障がい者等へ適切な支援が行える施設・設備としてください。

(4) 実施する事業所は、障がい者等の緊急時の対応に備え、常に、緊急対応コーディネーターと連絡が取れる体制を整備してください。

(5) 実施する事業所は、執務スペース及び相談スペースを設け、本事業の業務を実施するために必要なパソコンや電話等の事務機器・備品及び利用者の個人情報を適切に管理できるよう施錠可能な保管庫等を設置してください。

(6) 事務所や設備類に係る契約等には市は一切関与しないものとし、当該契約に係る事故等に対しては一切の責任を負いません。また、緊急受け入れ・対応拠点の設置に要する経費については、受託者の負担とします。

9. 委託料等

(1) 年間委託料（概算）

①類型Ⅰ：約1,800万円

②類型Ⅱ：約1,510万円

③類型Ⅲ：約1,470万円

※上記金額は、あくまで現時点での目安となる金額です。令和9年度当初予算の編成過程で変更になる場合があります。正式には、令和9年度予算の議決後に決定しますので、ご注意ください。

(2) 委託料に含まれる経費

①人件費

- ・緊急対応コーディネーター等給与、職員手当等（期末手当、通勤手当）、共済費（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料等）
- ・事務補助員賃金、共済費

②短期入所2床分の空床確保経費

- ・福祉型短期入所サービス費、医療連携体制加算、医療的ケア対応支援加算（類型Ⅰ）、重度障害者支援加算（類型Ⅱ）

③その他

- 光熱水費、備消耗品費、車両・事務機器リース料、交通費、通信費、研修経費等、緊急時受け入れ・対応業務の実施に要する経費

(3) 委託料の支払い

支払いの方法、時期、額を契約により定め、受託者からの請求に基づき支払います。

なお、原則として、四半期ごとの前払い（5月、7月、10月、1月）としておりますが、年度毎に契約により定めます。

10. その他

- (1) 業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (2) 緊急時受け入れ・対応業務委託に係る経理については、法人の他の業務に係るものと区別して明確にしてください。また、自ら経理規程等を定め、適正に行い、収入と支出を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整理保管し、常に経理状況を明らかにしてください。会計は、法人の他の業務に係るものと区分し、緊急時受け入れ・対応拠点ごとに区分してください。
- (3) 業務を実施する上で事故が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、被害を最小限に防止するために必要な措置を講じるとともに、速やかに委託者に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 苦情等に対応する体制を整備するとともに、苦情等には誠実に対応し、再発防止に努めてください。
- (5) 契約を解除された場合であっても、次の業務受託者が円滑かつ支障なく業務を実施できるように、速やかに業務の引継ぎ等を行ってください。
- (6) 文書は適切に管理するとともに、事務処理が完了した文書は、原則として完結した年度の翌年度から起算して5年間は保存してください。

第2 応募・審査について

1. 応募資格

- (1) 福岡市において指定短期入所事業を実施している法人であること。
- (2) 指定障がい福祉サービス事業者の指定に係る障害者総合支援法第36条第3項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) この募集の公示日から受託候補者決定日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (5) この募集の公示日から受託候補者決定日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ①法人税
 - ②消費税及び地方消費税
 - ③市町村税
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2. 応募手続き・スケジュール

- (1) 応募に係る質問について
 - ①受付期間：本募集の公示後（市ホームページ掲載後）～令和8年9月11日（金）17:00まで（可能な限り、募集説明会の前をお願いします。）
 - ②受付方法：別紙様式により、E-mailにて提出してください。
 - ③回答方法：取りまとめの上、9月17日（木）頃、募集説明会参加者にE-mailにて回答します。

(2) 募集説明会について

①申込締切：令和8年8月31日（月）17:00 まで

※上記1（1）～（8）の応募資格がある法人のみ参加可としますので、ご注意ください。

※募集説明会への参加を応募資格としますので、応募を予定している法人は必ず参加申込みをお願いします。なお、参加者は1法人2名までとしてください。

※別紙申込書をE-mailにて提出してください。

②開催日時：令和8年9月7日（月）13:30～

③開催場所：福岡市立障がい者就労支援センター（中央区舞鶴1丁目4番13号）
2階小研修室

(3) 応募書類の提出について

正本1部、及び副本1部、計2部を、令和8年9月30日（水）17:00 までに、事務局あてに郵送（必着）又は持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留にて送付してください。

(4) 選定委員会による審査について

受託者の選定に当たっては、「福岡市障がい者地域生活支援拠点等整備事業緊急時受け入れ・対応業務委託法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。

選定委員会は、令和8年11月上旬に開催を予定し、法人によるプレゼンテーション（15分程度）及び選定委員からの質疑応答（10分程度）を予定しています。

日程等、詳細は応募者に別途連絡します。

(5) 受託候補者の決定について

市は、選定委員会による審査結果を参考に、受託候補者を決定します。

原則として、選定委員会の評価点が6割（60点）を下回る場合は、受託候補者として選定しません。

類型Ⅰ～Ⅲは、受託候補者の希望を考慮し調整を行ったうえで決定します。調整につきましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくおねがいします。

受託候補者の決定通知は、令和8年11月中旬以降に行う予定です。

3. 応募関係書類・評価項目

(1) 応募関係書類

【様式1】 募集説明会参加申込書

【様式2】 質問書

【様式3】 受託申込書

【様式4】 申立書

【様式5】 法人の概要

【様式6】 提案書類

【様式7】 見積書

※「【様式6】 提案書類」及び追加で添付する書類については、全て応募法人名、事業所名を記載しないでください。

【資料1】 法人定款又は寄付行為等（写し）

【資料2】 法人登記事項証明書（副本はコピー可）

※法務局発行の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（応募日前3か月以内発行のもの）を提出すること。

【資料3】 法人役員名簿（別添様式に記載してください。）

【資料4】 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を滞納していないことの証明書（副本はコピー可）

※主たる事務所の所在地を所轄する税務署発行の証明書（応募日前3か月以内発行のもの）を提出すること。

【資料5】 市町村税を滞納していないことの証明書（副本はコピー可）

※福岡市内に主たる事務所を有する者は、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金に滞納のないことの証明」がなされているもの（応募日前3か月以内発行のもの）を提出すること。

※上記以外の者は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市区町村税の滞納がないことを確認できるもの（応募日前3か月以内発行のもの）を提出すること。

【資料6】 決算書（法人全体及び法人が運営する全ての事業）（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等、監事等による監査結果報告書）（R5年度～R7年度まで3か年度分）（写し）

※提出する応募関係書類は、原本のものを除き、原則として「両面印刷」で提出してください。

(2) 評価項目

評価項目	評価の主な視点	応募書類との対応	配点 (予定)
事業実施体制 の妥当性	委託業務への意欲	1	40
	法人の人材確保、人材育成	2	
	職員の労務管理	3	
	職員の配置計画	4	
	個人情報保護、苦情受付・解決の取組み	5	
	緊急時受け入れ・対応業務受託後の法人としての支援	6	
	法人の財務状況	7	
事業実施計画 の妥当性	業務の実施方針、実施内容	8	50
	業務実施場所・設備	9	
	事前登録、体験利用	10	
	区障がい者基幹相談支援センターとの連携	11	
	地域生活支援拠点等事業所との連携	12	
その他	見積書の妥当性	13	10
	その他の提案	14	
合計			100

※選定委員会の評価点が6割（60点）を下回る場合は、受託候補者として選定しません。

4. 応募に当たっての留意事項

- ①応募書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字、脱字等の場合はこの限りではありません。
- ②応募書類は返却しません。提出に当たってはコピーを取るなど、提出後の問合せ等に対応できるようにしておいてください。
- ③必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。
- ④応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ⑤応募書類に虚偽があった場合や、選定委員会委員に対する不正な働きかけがあった場合等は、失格とし、公表する場合があります。
- ⑥応募書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報、生命等保護情報等）を除き、公開の対象となります。
- ⑦応募書類提出後に、応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

5. 受託候補者決定後の開設準備について

受託候補者は、令和9年4月1日から円滑に委託業務を開始できるように、令和8年度中に、業務の引継ぎや、指定短期入所事業の指定申請等、開設準備を行っていただきます。

つきましては、遅くとも、令和9年2月上旬以降には、業務の引継ぎ等に対応できる体制を整えてください。

なお、開設準備のために要した費用は、受託候補者の負担とします。

<問合せ・応募書類提出先>

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所12階⑤窓口）

福岡市 福祉局 障がい者部 障がい在宅福祉課 地域生活支援係

担当 日野、白水

電話：092-711-4985

E-mail：s-zaitakufukushi.PHWB@city.fukuoka.lg.jp